

お知らせ

パートⅢ

福祉

特別障害者手当

●手当額：月額26,620円。
 ◎精神または身体に著しい重度の障がいがあるために、日常生活で常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかを重複する人、または医師の診断書により同程度以上と認められる人。
 ●両眼の視力の和が0.04以下の人。
 ●両耳の聴力レベル1000デシベル以上の人。
 ●両上肢の機能に著しい障がいがある人、または両上肢のすべての指を欠く人、もしくは、両上肢の指の機能に著しい障がい

障害児福祉手当

●手当額：月額14,480円。
 ◎精神または身体に重度の障がいがあるために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅障がい児で、次のいずれかに該当する人、または、医師の診断書により同程度以上と認められる人。
 ●両眼の視力の和が0.02以下の人。
 ●両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の人。
 ●両上肢の機能に著しい障がいがある人。
 ●両上肢のすべての指を欠く人。
 ●両下肢の用を全く廃した人。
 ●両大腿を2分の1以上失った人。
 ●体幹の機能に座していることができない程度の障がいがある人。

障害児福祉手当

●手当額：月額8,650円。
 ◎次のとおり。
 ●在宅重度知的障害者：20歳以上の在宅者で療育手帳Aの2以上と判定された人、またはその人を介護する家族。
 ●ねたきり身体障害者：自宅でのおおむね6カ月以上ねたきりで入浴、食事、排便などの日常生活に人手を必要とする20歳以上65歳未満の人、または、その人を介護する家族。
 【資格喪失事由など】…次のいずれかに該当したとき。
 ●施設などへ入所した。
 ●病院などへ3カ月以上入院した。
 ●特別障害者手当や介護保険法に基づく介護保険給付を受けた。
 ●本人・配偶者・扶養義務者のいずれかの所得が限度額を超過した(支給停止)。
 ※詳細は左記まで。

在宅重度知的障害者およびねたきり身体障害者福祉手当

●支給額：10,000円(月の限度額)。
 ◎次の施設に通所されている人。
 ●障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター。
 ●児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設。
 ●心身障害者小規模福祉作業所、精神障害者共同作業所。
 ●そのほか市長が認める施設。
 ※通所日数が12日以下の月は対象となりません。
 ●支給月：7月(4～6月分)、10月(7～9月分)、1月(10～12月分)、4月(1～3月分)年度内4回支給。
 ◎申請に必要なもの：次のとおり。
 ①印西市心身障害者(児)施設通所に係る交通費助成申請書。
 ※本庁、各支所にあります。
 ②交通機関を利用されている人で、定期券などを購入されている人はその写し。
 ③印鑑。

中途失聴者・難聴者との「手話学習とミニ懇談会」

◎5月2日(土)、5月10日(日)いずれも午後1時30分～4時。
 ◎1佐倉市中央公民館(講師が指導します)、2八街市中央公民館。
 【①②共通】
 ◎耳の不自由な人以外でも参加できます。
 ◎無料(初参加のみテキスト代1,000円)。
 ◎必要約筆記(話し手の言葉を要約して書き、スクリーンに映す)で聞こえのサポートをします。
 ◎不要。
 ◎NPO千葉県中途失聴者・難聴者協会印旛香取事務所(☎043-461-6533)・吉田(☎043-496-2331)。

ワーク・ライフサポートセンターの電話番号が変わります

生活困窮者自立支援事業を委託している「ワーク・ライフサポートセンター」の電話番号が左記のとおり変わります。
 【新】☎5571・【旧】☎0294。
 ◎千葉県社会福祉センター4階会議室。
 ◎オストメイトとその家族、医療関係従事者、地域担当職員、訪問看護師、介護福祉士ほか。
 ◎次のとおり。
 ◎講演
 ◆講師：滝口伸浩氏(千葉県がんセンター消化器外科臨床検査部長)。
 テーマ：「腹腔鏡手術の現状と問題点」。
 ◆講師：實方由美氏(皮膚・排泄ケア認定看護師)。
 テーマ：「さまざまなストーマへのケアについて」。
 ◎補装具展示相談会
 午後0時～1時と休憩時間における補装具メーカー、販売店による展示相談会。
 ◎千葉県オストミー協会(☎043-309-7571、平日)

心臓ペースメーカー勉強会のお知らせ

◎5月17日(日)・午後1時～3時30分。
 ◎アムニゼ柏(柏市柏6-2-2)。
 ◎心臓ペースメーカー装着者、予定者とご家族。
 ◎次のとおり。
 ①テーマ：「かしい患者学」。
 ◆講師：渡邊寛氏(取手北相馬保健医療センター医師会病院副院長)。
 ②ペースメーカーに関するQ&A
 ◆講師：医師、機器メーカー7社代表者。
 ◎1,000円(付添者は不要)。
 ◎事前予約不要。
 ◎日本心臓ペースメーカー友の会千葉支部事務局担当・鈴木(☎043-263-7744)。

手話奉仕員養成講座(後期)



聴覚障がいや関連する福祉制度についての理解と認識を深めて、日常会話に必要な手話を学び、手話通訳者の第一歩を目指しませんか。

◎6月25日(木)～平成28年2月4日(木)・いずれも午後2時～4時(全27回)。

◎中央駅前地域交流館視聴覚室(中央南)。

◎手話奉仕員養成講座(前期)を終了した人で、印西市、白井市、栄町のいずれかに在住、在勤の人。

◎20人。

◎3,240円(実技・テキスト代DVD付)、1,080円(新フォローアップテキスト代)、3,900円(日本聴力障害新聞年間購読料・振込手数料別)。

◎テキスト2冊は、前期で使用したものを引き続き使用します。

◎5月29日(金)まで。◎詳しくは下記へ。

◎社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会内千葉聴覚障害者センター・只野、川出(〒260-0022千葉市中央区神明町204-12・☎043-308-6373・FAX043-308-6400)。

◎身体障害者手帳と療育手帳を持っていても、診断書の提出が必要な場合があります。
 ◎資格喪失事由など…次のいずれかに該当したとき。
 ●施設などへ入所した。
 ●病院などへ3カ月以上入院した。
 ●特別障害者手当や介護保険法に基づく介護保険給付を受けた。
 ●本人・配偶者・扶養義務者のいずれかの所得が限度額を超過した(支給停止)。
 ※詳細は左記まで。

◎心身障害者(児)施設通所交通費助成
 ◎支給額：10,000円(月の限度額)。
 ◎次の施設に通所されている人。
 ●障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター。
 ●児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設。
 ●心身障害者小規模福祉作業所、精神障害者共同作業所。
 ●そのほか市長が認める施設。
 ※通所日数が12日以下の月は対象となりません。
 ●支給月：7月(4～6月分)、10月(7～9月分)、1月(10～12月分)、4月(1～3月分)年度内4回支給。
 ◎申請に必要なもの：次のとおり。
 ①印西市心身障害者(児)施設通所に係る交通費助成申請書。
 ※本庁、各支所にあります。
 ②交通機関を利用されている人で、定期券などを購入されている人はその写し。
 ③印鑑。

◎中途失聴者・難聴者との「手話学習とミニ懇談会」
 ◎5月2日(土)、5月10日(日)いずれも午後1時30分～4時。
 ◎1佐倉市中央公民館(講師が指導します)、2八街市中央公民館。
 ◎補装具展示相談会
 午後0時～1時と休憩時間における補装具メーカー、販売店による展示相談会。
 ◎千葉県オストミー協会(☎043-309-7571、平日)

グリーンカーテン用ゴーヤ・アサガオなどの種を配布します

市では、地球温暖化や省エネルギー対策のため「グリーンカーテン用ゴーヤ・アサガオなどの種」を5月1日から無料で配布します。

「グリーンカーテン」は、日差しをさえぎるだけでなく、葉の蒸散作用で室温を下げる効果もあり、エアコンの使用時間を減らしたり、温度を高め設定できたりします。また、建物に熱を蓄積させないのでヒートアイランド緩和の効果も期待できます。家庭でも簡単に取り組みますので、ぜひご利用ください。

◎配布数には限りがあります。
 ◎配布場所…市役所、各支所、各公民館、各出張所
 ◎環境保全課環境保全班(☎内線365)